

令和 4 年 9 月 吉日

野球場優先利用者希望者各位

北勢中央公園管理事務所
指定管理者 株式会社 名阪造園

令和 5 年度有料施設（野球場）優先利用について

いつも北勢中央公園有料施設（野球場）をご利用いただき、誠に有り難うございます。

野球場の優先利用につきまして、令和 5 年度は別添「県営都市公園北勢中央公園の有料施設における優先利用取扱要綱」に基づいて実施いたしますので、ご理解の程、宜しくお願ひ致します。

つきましては、スケジュール表の一般開放日以外の日を参照の上、令和 5 年度有料施設優先利用申請を行っていただきますよう、宜しくお願ひ致します。

- 1 提出書類 申請書（様式第 1 号）及び添付書類
- 2 提出期限 令和 4 年 10 月 1 日（土）から令和 4 年 10 月 10 日（月）まで

※申請の可否については令和 4 年 11 月 10 日までに通知させていただきます。

※許可見込みの申請者様には、日程調整会議（11 月下旬予定）の開催通知をお送りします。

お手数をお掛けしますが、何卒ご理解とご協力をお願い致します。

【お問い合わせ・提出先】

〒512-1305 三重県四日市市西村町 1080

県営北勢中央公園管理事務所（ご持参又はご郵送ください）

TEL : 059-339-2319 FAX : 059-339-2740